３　用語集

【あ】

移動支援事業

地域生活支援事業の一事業で、屋外での移動が困難な障害のある方に対して、ガイドヘルパーを派遣するなど、外出のための支援を行います。

インフォーマルサービス

フォーマルサービスは各種機関、サービス事業所による（公的な）サービスであることに対して、インフォーマルサービスは、地域のボランティアや近隣の支えあいなどの（私的な）サービスです。

【か】

旧法

障害者自立支援法の施行により、その役目を終えた支援費制度のことです。障害者自立支援法が施行されるまでは、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律のもと、支援費制度の中で、三障害別に「縦割り」でサービスが提供されていました。

旧法施設支援

平成 23 年度までにおいて、障害者自立支援法のもとでの施設体系を選ばず、支援費制度における施設体系でサービスを提供する施設です。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーを派遣して、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

地域生活支援事業の一事業で就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する障害者や更生施設を利用して訓練を受ける障害者に対して、社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。また、施設や就労支援事業を利用し、就職等により退所することになった障害者に対し、支度金を給付します。

行動援護

知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、点訳）

地域生活支援事業の一事業で、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

【さ】

サービス利用計画作成

長期入所や長期入院から地域生活へ移行する障害者などが、計画的なプログラムに基づくサービスの利用が必要な場合、相談支援事業者にサービス利用計画の作成や利用に関する相談、事業者の選択や契約などの支援を依頼できます。

支援費制度

平成 15 年度に導入された措置制度に代わる障害者福祉サービスの制度のことです。障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結び、利用する制度です。（障害者自立支援法の施行によりこの制度は廃止されました。）

施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設入所する障害者に対して、夜間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）

一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

地域生活支援事業の一事業で、公営住宅や民間賃貸住宅への入居に際して、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、家主への相談・助言、緊急時の対応などにより、障害者の地域生活を支援します。

重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

障害者就業・生活支援センター

障害者の就労や生活に関わる相談機関であり、関係機関と連携を図りながら、障害のある方々の地域生活がいっそう充実したものとなるように、就職・職場定着支援、事業主に対する支援などを行っています。

障害者自立支援法

平成 18 年度から導入された障害福祉サービス利用のしくみを定め、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害者が自立して安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とした法律です。

小規模通所授産施設、簡易心身障害者通所授産施設

障害者が生きがいをもって地域で生活するため、必要な日中活動や作業の機会を提供し、障害者の自立と社会参加を促進する施設をいいます。

自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

新サービス体系

障害者自立支援法の施行に伴い、支援費制度のもとでのサービス体系を再編し、障害にかかわらず必要なサービスを利用できるように変更されました。新しいサービス体系は、介護給付や訓練等給付などの自立支援給付と、相談支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業で構成されています。

生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

相談支援事業

地域生活支援事業の一事業で、障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

【た】

短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間の入所が必要な方に対して、入浴、排泄、食事、夜間における介護などを行います。

地域活動支援センター事業

地域生活支援事業の一事業で、施設において創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

地域生活支援事業

障害者が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟に提供する事業のことです。相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センターなど必須事業のほか、市町村の判断により実施する自立生活の促進に必要な事業があります。

【な】

日常生活用具給付等事業

地域生活支援事業の一事業で、重度障害のある方等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行います。

日中一時支援事業

地域生活支援事業の一事業で、障害児の保護者の就労支援や家族の一時的な休息のために、障害のある中高生の放課後や学校の長期休暇時の日中に過ごす場づくりを行います。

ノーマライゼーション

高齢者や障害者などハンディキャップのある方も普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという考え方のことです。

【は】

奉仕員養成事業（点訳・朗読・手話）

地域生活支援事業の一事業で、聴覚障害者等との交流活動の推進、市の広報活動の支援者として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。

訪問入浴サービス事業

地域生活支援事業の一事業で、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

【や】

八尾市地域自立支援協議会

相談事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織をいいます。

【ら】

療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行います。